

水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度

別紙2

(目的)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、品確法という。)及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」を適正に実施するため、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会(以下、協議会という。)を設置する。

(内容)

協議会は、品確法第21条第4項に基づき、水産関係公共工事等^{注1)}の発注者(国又は都道府県、市町村等の補助事業者)を支援するため、発注関係事務^{注2)}を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価を行う。

注1)水産関係公共工事等とは、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、漁港海岸事業及び水産関係施設の災害復旧事業に係る公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。

注2)発注関係事務とは、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務をいう。(品確法第7条)

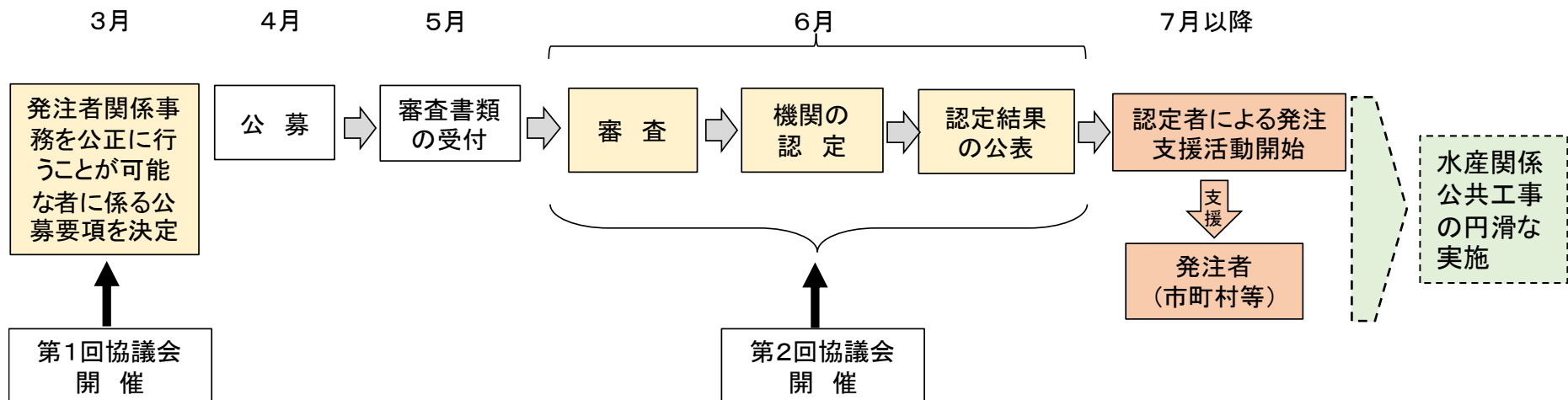
(協議会の構成)

委員長	学識経験者	八木 宏	防衛大学校 システム工学群 建設環境工学科 教授
委員	学識経験者	大森 文彦	東洋大学法学部 教授 弁護士
〃	行政(国)	水産庁 漁港漁場整備部 整備課長	
〃	行政(国)	国土交通省 北海道開発局 農林水産部 水産課長	
〃	行政(地方)	竹内 保志	青森県 農林水産部 漁港漁場整備課長
〃	行政(地方)	橋本 康史	長崎県 水産部 漁港漁場課長

(事務局) 水産庁漁港漁場整備部整備課内に設置

(参考)品確法第21条第4項

国及び都道府県は、発注者を支援するため、(途中省略)、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



支援機関の認定のスケジュール(案)